

# 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年1月9日  
支出負担行為担当官  
気象研究所長 榊原 茂記

## 1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している分布型音響センシング技術を用いたDAS装置の測定可能距離の機能を現状から延長する改造を行い、かつ、改造による観測の中止が起こらないようDAS装置を代替機として用意するためのものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 DAS装置測定距離拡張改造
- (2) 業務内容 官給するAP Sensing社製DAS装置(N5225B-R70-C02)の測定可能距離を70kmから100kmに拡張する改造を行い、試験成績書を作成する。改造による観測の中止を起こさないように同社のDAS装置を代替機として用意する。
- (3) 履行期限 令和8年3月25日(水)

## 3 業務目的

全長211kmのケーブルを使用してDAS装置を用いた試験観測をおこなっている。測定可能距離は購入当時最長の70kmのタイプで、現在は100kmのタイプが販売されている。所有するDAS装置の測定可能距離を100kmまでに拡張する。改造による観測の中止を回避するため、DAS装置を用意し、観測の中止が起きないようにして観測を継続する。

## 4 応募要件

- (1) 基本的要件
  - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
  - ② 令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
  - ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者ないこと。
  - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土

交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

官給品の性能・機能仕様を理解していて、官給品の操作方法を熟知し、十分な観測経験と技術力を有していること。

(3) 代替機に関する要件

- ① 同社製 DAS 装置で、測定可能距離が 100km までのものが用意できること。
- ② GPS による時刻校正の機能を有していること。
- ③ 観測データ保存用として装置に 8TB の SSD が 2 台搭載されていること。
- ④ 観測の中止が起きないように用意できること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

DAS 試験観測が、地震防災の向上を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(5) 守秘性に関する要件

- ① 当所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

- ① 官給品の改造を行うために必要な業務執行体制が整っていること。
- ② 代替機を用意するために必要な業務執行体制が整っていること。
- ③ 知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。

(7) 業務実績に関する要件

官給品と同社 DAS 製品の販売や修理などを現在も行っていること。

## 5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

- ① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1 - 1

気象研究所総務部会計課用度係 綿井 正典

電話 029-853-8566 E-mail 5c810f30.met.kishou.go.jp@jp.teams.ms

- ② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1 - 1

気象研究所地震津波研究部 第一研究室 田中 昌之

電話 029-853-8733 FAX 029-851-3730

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和8年1月9日から令和8年1月29日まで (1) に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び提出方法

令和8年1月30日 16:00まで (1) に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、原則として電子メールにより提出すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

- ① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
- ② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

- ① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
- ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

## 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口照会 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 4 (1) ②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を有していない場合も 5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していないなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。